

相関関係と因果関係について エビデンス・ベースの制度改革のために

大石亜希子
(千葉大学大学院社会科学研究院)

要 旨

- 「証拠に基づく政策」(evidence-based policy making : EBPM) が提唱されるようになり、政策課題を議論する際にも各種調査データが引用されるケースが増えている。
- しかし、単にデータを引用するだけではエビデンスを示したことにはならない。とくに、相関関係と因果関係を混同することは問題である。
- ただしく因果関係を把握するには、それに適したデータの整備と統計的手法を用いることが重要である。

1. EBPM の広まりと注意点

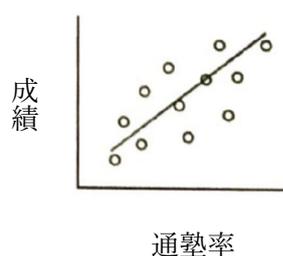
「証拠に基づく政策」(EBPM) の重要性が広く認知されるようになり、近年では政策課題を議論する際にも各種調査データが引用されるケースが増えている。しかしながら、統計データを利用する際には、①データの生成プロセス(調査設計、標本抽出方法等)②分析に用いるサンプルの選び方③分析手法、に十分な注意を払わなければならない。それらと切り離して部分的にデータを引用することは、時としてミスリーディングである。

とくに③については、多くのデータは相関関係を示すに過ぎないにもかかわらず、因果関係と取り違えているケースが散見する。

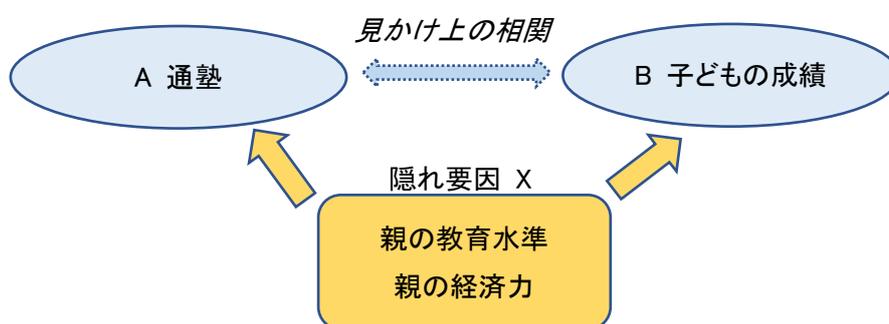
2. 相関関係と因果関係の取り違い

相関関係とは、事象 A の動きと事象 B の動きに何らかの関連性が認められることを指す。一方、因果関係とは、A という事象によって B という事象が引き起こされるという、原因と結果の関係である。データを用いる分析の多くは相関関係を検証しているにすぎず、2つの事象の間に統計的に有意な相関関係が見出されても、それは因果関係の存在を支持する証拠とはならない。

とくに問題となるのは、2つの事象の背後に X という、A と B の双方に影響を及ぼす隠れ要因が存在するために、A と B が「見かけ上の相関」を示すケースである。たとえば、全国の小学 6 年生の通塾率と学業成績の間に下記のような関係が見出せるとしよう。



通塾率と学業成績の間には正の相関関係がある。しかしこれをもって「塾通いによって子どもの成績が上がった」という因果関係が存在する証拠とすることはできない。実際には、親の教育水準や経済力が、通塾率と学業成績の両方に影響する隠れ要因として存在していることが考えられるからである。つまり、教育水準が高く、教育熱心で経済力のある親ほど子どもに中学受験をさせようとして塾に通わせる傾向にあり、そうした親は子どもが小さいころから家庭においても子どもの勉強をフォローするので通塾の有無に関係なく子どもの成績が良いということが考えられる。この状況を図に示すと下図のようになる。



もし本当に通塾が成績向上に寄与することを証明したいのであれば、同じ1人の子どもが通塾した場合としない場合の成績の変化を比較しなければいけないが、現実には2つの事象は同時には起こり得ないので検証は難しい。実証分析に従事する研究者は、こうした制約を考慮しながら様々な統計的手法を用いて因果関係の把握に努めている。

3. 正しい政策立案のために

今回、このような例を持ち出したのは、面会交流と養育費の関係についても、相関関係と因果関係を混同した議論が散見するためである。しばしば引用されているデータ^(注1)は、両者の間に相関関係が存在することを示しているに過ぎない。^(注2)この背後には、離別父親の教育水準や経済力などの隠れ要因が存在していると考えられる。また、このデータが一時点の調査(クロスセクション・データ)である点も、因果関係を検証する上での大きな制約となっている(面会交流が進むことによって養育費支払いが順調になったかどうかを一時点のデータから把握することはできない)。

正しい意味でのEBPMを進めるためには、隠れ要因の存在にも配慮したデータの整備を進め、厳密な計量分析を行うことが必要である。

以上

(注1) 労働政策研究・研修機構『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関

する調査 2018 (第 5 回子育て世帯全国調査)』JILPT 調査シリーズ No.192 (2019 年 10 月) p.62 に所収. (<https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/192.html> から全文入手可能。2021 年 7 月 19 日アクセス)

(注 2) その意味でこの図を含む節のキャプションはややミスリードである。

参考文献

大石亜希子 (2020) 「養育費制度の論点と海外の研究動向－EBPM に基づく改革のために－」『週刊社会保障』No.3086 (2020 年 9 月 7 日号) , 48-53.(次頁以降に添付)

小原美紀(2017)「エビデンス・ベースの労働政策のための計量経済学」川口大司編『日本の労働市場 経済学者の視点』有斐閣, 286-312.

西山慶彦・新谷元嗣・川口大司・奥井亮(2019)『計量経済学』有斐閣.

森田 果(2014)『実証分析入門 データから「因果関係」を読み解く方法』日本評論社.

論壇

養育費制度の論点と

海外の研究動向

—EBPMに基づく改革のために—

千葉大学大学院教授 大石 亜希子

はじめに

日本の母子世帯の半数以上は貧困にあるが、その要因のひとつに離別父親からの養育費の支払いが低調であることはかねてから指摘されてきた。離別母子世帯のうち、離婚時に養育費の取り決めをしているのは42・9%にとどまり、実際には24・3%に過ぎない(厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)。こうしたなか、年初に法務大臣直轄の私的勉強会として「養育費勉強会」が立ち上げられ、6月には「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」

および「養育費不払い解消に向けた検討会議」が法務省に設置され、にわかに活発な検討が行われるようになった。

近年はいずれの政策分野でも、エビデンスを踏まえた政策立案(evidence-based policy making: EBPM)が重視される傾向にある。しかし、こと養育費に関しては、きわめて少ないデータとエビデンスしか存在しないのが日本の現状である。というのも、離別した母子と紐づけるながら別世帯となった父親の収入や就業状態の情報を追跡調査していくことが非常に困難だからである。これに対し海外では、大規模行政データの活用が進み、養育費の研究においても新たな展開が見られている。そこで本稿では、主にアメ

リカの研究成果を踏まえつつ、養育費をめぐる論点と日本への示唆を考察していきたい。

本題に入る前に、アメリカの養育費制度を概観しよう。アメリカでは離婚時に裁判あるいは合意に基づき養育費の水準が決定される。その金額は州が定めるガイドラインに沿って決定され、原則として非監護親の給与から天引きされる。養育費の支払い不履行が起きた場合には、監護親からの申し出に基づき養育費徴収を担当する行政当局が徴収のための各種手段をとる。なお、監護親と子がTANFという公的扶助を受給している場合は、養育費の請求権を州に譲渡することと、養育費徴収のための情報提供に協力

することが義務付けられている(下表2 008)。

1. なぜ養育費の支払いは低調なのか

(1) 離別父親に支払い能力はあるか

過去30年に亘るアメリカの養育費研究からは、離別父親は二親世帯の父親と比較して低学歴・低収入で、不安定な仕事に就いている場合が多く、健康状態が悪いうえに、アルコールや薬物中毒の問題を抱えているケースが多いことが明らかにされている。また、支払い不履行に陥る父親はそうでない父親と比較して収監歴があったり、低収入で定職についていなかったりする傾向にあることが指摘されている(Meyer et al. 2020)。つまり、支払い能力の不足が不履行の重要な要因であることが示唆されるのである。

一方、日本ではごく少数の研究を例外として、離別父親の実態はほとんど明らかにされてこなかった。これはまず第一に、公的な養育費徴収システムが存在しないため、行政側が離別後の父親を追跡できないためである。加えて、ほとんどの公的統計調査は調査時点の配偶関係しか調査しておらず、どの時点で結婚あるいは離別したかというような個人の婚姻

歴は不明なままである。しかも離別経験については大幅な過少申告がある。

そうしたなかで大石(2012)は、二つの公的調査データを接合させて離別父親を特定し、彼らの特徴を把握した。分析の結果、離別経験のない一般の父親と比較して、離別後単身のままでいる父親は、不安定雇用、低収入、不健康、社会保険のセーフティネットからの脱落が多いといったように、アメリカの離別父親と共通する特徴を多くもつことが明らかになった。収入面では、離別単身父親の38%が年収250万円未満であり、そのうち16%は年収140万円(当時の貧困基準)を下回っていた。一方、離別後再婚している父親の経済状態は離別単身父親よりも相対的には良い。ただし年収250万円未満の割合は20%で、一般の父親(10%)の2倍であった。当時の母子世帯の平均年収は213万円(2005年)なので、離別父親の大半は別れた母子よりも経済的に豊かな状態にあるといえる。しかし、一般世帯の父親と比較すれば低所得・貧困者の割合が高いことも事実である。低所得層の母子世帯ほど不履行リスクに晒されやすいことを考慮すれば、養育費の徴収ができない場合にも、こうした母子世帯が所得保障を得られる

体制づくりが求められる。(2) 養育費の引き上げは支払額の増加をもたらすか

日本の最高裁判所は2019年末に新しい養育費算定表を公表した。新算定表では多くの場合、従来よりも養育費が増額となる。そのため、養育費の引き上げが不履行などの望ましくない結果を招くのではないかと懸念も一部では出ている。

これまでのアメリカの研究では、収入に占める養育費負担の割合が上昇すると、支払い金額が増加する一方で不履行も増加することが報告されている(Meyer et al. 2008; Takayasu 2011)。最近ではHodges et al. (2020)が、ウイスコンシン州の養育費行政データを用いて養育費負担率と不履行の関係を分析している。2010-2012年の間に養育費命令が出た非監護父親3万人の支払い状況を分析した結果では、養育費負担率が30%程度に達するまでは、養育費の支払い額も増加していく。しかし、負担率が50%を超えると不履行や支払いの遅滞が頻繁に起こるようになり、年間の支払額はむしろ減少すると報告している。

興味深いことに、低所得層の父親の養育費支払額は、負担率の高低に左右され

ない。負担率が上昇すると不履行が増加するため、最終的に母子が受け取る養育費の平均額は負担率が低い場合と同じようなものになるからである。その一方で、父親が中・高所得層の場合は、不履行や遅滞の発生頻度は比較的少ないため、負担率を高く設定するほど実際の養育費支払額も増加する。

これらの結果を踏まえると、政策が何を優先するかによって望ましい養育費負担率は異なるというインプリケーションが得られる。母子が受け取る養育費を最大化したいのであれば、負担率は収入の30%程度に設定すべきであるが、不履行や遅滞の発生防止を最優先にするのであれば、負担率は低ければ低いほど良い、ということになる。

(3) 父親の行動変容

最近の経済学分野からの養育費研究では、養育費引き上げ効果の一部が、離別父親の行動変容によって減殺されることが明らかにされている。その第一は、労働供給への影響である。養育費負担の増加は離別父親にとって税率上昇と同じであり、手取り賃金が低下するために労働時間を減らしたり、退職したりして労働供給を減らすことがアメリカやデンマークの行政データを用いた研究で報告され

ている(Cancian et al. 2013; Rossin-Slater and Wurst 2018)。この場合、就労収入が減少するので養育費支払額も減少する。

第二は、新しいカップル形成に及ぼす影響である。たとえばデンマークでは、現存子供数に応じて養育費が決まるシステムとなっているが、支払い義務が課される対象は非監護子のみである。このような制度のもとで養育費の引き上げが行われると、離別父親が新しいパートナーとの間に子供を持つ確率が高まることが報告されている(Rossin-Slater and Wurst 2018)。つまり、より多くの子を持つことで養育費負担を減らす行動をとるようになる。

第三は、子どもとの同居に及ぼす影響である。前出のデンマークの行政データを用いた研究では、養育費が引き上げられると父子の同居率が低下することが報告されている。ちなみにデンマークでは、週の半分ずつ子どもとの面倒をみるなどして非監護親が養育に同等にかかわる場合は養育費の支払い義務が免除される。このため、養育費が引き上げられると父親のほうは子供と同居するインセンティブが高まる。しかし同じ理由から母親には共同養育を拒否するインセンティブが生じ、総合的には後者の効果が上回るため

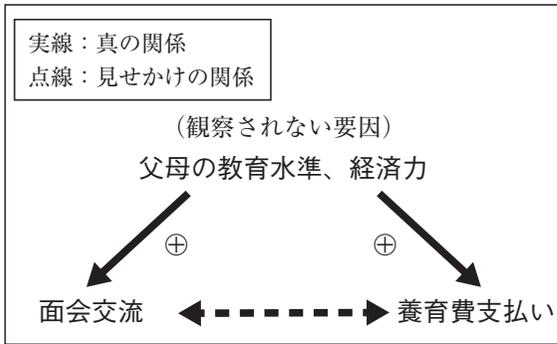
に父子の同居率が低下するのである。別々のアメリカの研究では、養育費負担の大きい父親ほど子どもとの面会交流が少ないことが報告されており、多忙な父親にとっては子供に向ける時間とお金がかたが代替的であることも示唆されている。

2. 養育費の支払い促進策

(1) 面会交流は養育費支払いを促進するか

離別父親と子どものかかわりは経済学の視点からみても複雑である。子どもを消費財としてとらえて、親は子育てから効用(喜び)を得ていると仮定すれば、離別による子どもとの交流減少は父親の効用低下をもたらすので養育費を支払うインセンティブを減らす方向に作用すると考えられる。その一方で、親にとって子どもに関わる時間とお金(養育費)が代替財である場合は、子どもと交流する時間の増加は子どもに投じるお金の減少をもたらすと予想される。これを裏返せば、養育費などの経済的負担を担うことができない父親は、その分を子どもと過ごす時間の増加で埋め合わせようとすることが示唆される。つまり、面会交流が養育費支払いを促進するのか減少させるの

図 見せかけの相関



経済力も
あるの
養育費の
支払い率
も高い。
こうした
関係を考
慮せずに
「見せか
けの相
関」を因
果関係と
とらえて
しまう

この結果について著者の Nepomnyaschy は、時間の経過とともに面会交流の頻度が減少すると、母子へのインフォーマルな支払いも減少していく状況をとらえたものと解釈している。
前述した法相の「養育費勉強会」取りまとめでは「適切な面会交流を実施・継続することによって、養育費の履行が促されることがある」と記されているが、

多くの研究で、パス・スルーは離別父親の養育費支払い意欲を高める効果をもつことが報告されている。母子が公的扶助を受給しているような低所得世帯の父親は、養育費徴収システムを通じた支払いに協力するよりも、子供に直接プレゼントや現金を渡すなどのインフォーマルなサポートを 선호することが指摘されている。パス・スルーはそうした父親の養育費徴収プログラムへの協力を促す効果

かは理論的に明らかではない。
面会交流と養育費の関係を実証的に把握するには、注意深い研究プランが必要である。たとえばある一時点の調査データから、面会交流の頻度が高い父親ほど養育費支払い率が高いといった正の相関関係が観察されたでしょう。しかしこれは考慮されていない別の要因—たとえば父母の教育水準など—によって生じている「見せかけの相関」の可能性がある(図)。一般的に、学歴の高い父母は、親の関与が子どもの発達を促すことについての理解も深いので、面会交流を維持しようとする。同時に、学歴の高い父親は

と、政策対応を誤ることになりかねない。
実証上の問題に対処するうえで有効な方法のひとつは、個人を数年間にわたって追跡調査したパネル・データを用いることである。アメリカのパネル・データを用いた Nord and Zill (1996) は、養育費支払いはその後の面会交流を増やす効果をもつ一方で、面会交流をもつことがその後の養育費の支払い履行を促す効果は観察されないと結論している。同様の手法を用いた Nepomnyaschy (2007) でも、面会交流が養育費支払いを促進する効果は否定されている。そのうえで公的な養育費支払いとインフォーマルな支払い(母子に現金やプレゼントを直接渡すなど)を区別して分析すると、面会交流は公的な養育費支払いには影響しない反面、インフォーマルな支払いを増やす効果を持っていることが明らかになった。

筆者の知る限り、日本において面会交流の効果について統計的に厳密な検証をしたものはまだない。
(2) パス・スルーは支払意欲を高めるか
アメリカで公的扶助を受給している母子世帯は、養育費の受給権を州に譲渡する義務が課せられている。つまり、離別父親が養育費を支払っても、それは福祉給付の償還に充当され、母子の経済状態の改善につながらない。このため、支払われた養育費のうち月50ドルを監護親(母親)に支給する50ドル・パス・スルーという制度が1984年に設けられた。この制度は財政状況の悪化から1996年にいったん廃止されたものの2005年に復活し、現在は子1人で月100ドルまで、子供2人以上で月200ドルまでが母親に支給されるようになっていく。

を持つ。1990年代末に Wisconsin 州で実施された大規模な社会実験では、養育費の全額を母子に給付する場合は、50ドルのパス・スルーと比較して父親の養育費支払いが促進され、しかも支払額が増加するという結果が得られている (Cancian et al. 2008)。Wheaton and Sorensen (2007) の推計でも、パス・スルーによって養育費支払いが増加すれば、追加的な財政負担は小さいままで低所得層の母子が公的扶助から脱することが可能になるとしている。

日本の生活保護制度では養育費の全額が収入認定されており、児童扶養手当の算定時にも養育費の8割が所得に加算される仕組みとなっているが、離別父親の養育費支払い意欲を高めるには、母子の手元に残る現金が増える仕組みも検討されるべきである。

(3) 不履行へのペナルティは有効か

アメリカでは、給与天引きや税還付との相殺で養育費の徴収が行われているほか、不履行に対しては督促状の送付、給与差し押さえ、運転免許停止など多様なメニューが用意されている。Sorensen and Hill (2004) の研究では、これらの養育費確保策のうち、給与天引きと50ドル・パス・スルー(当時)は離別母子世帯の養

育費受給率を引き上げる効果を持つていることが明らかにされている。

不履行となった場合の対応については、米 Wisconsin 州の行政データを用いた Meyer et al. (2020) による最新の研究成果がある。この研究は2010-2012年の間に養育費支払い命令を受けた非監護父親のうち、2か月以上の不払いがあった1・2万人を対象として、どのような施策が支払い再開に関係しているかを検証している。それによると、不履行になった父親の4分の3は何らかの督促を受けており、行政命令なしに自発的に支払いを再開する父親は少数にとどまった。また、督促状の送付、免許停止の予告、裁判所への呼び出しは支払再開に結び付きやすい。しかしながら、運転免許停止の効果は明瞭ではなかった。もともと支払能力のある父親は、免許停止措置からすぐに支払いを再開する一方で、経済的苦境にある父親は、免許停止によって転職や失職に直面しがちとなり、さらなる困窮から不履行を重ねるようになるためと考えられる。

日本でも養育費支払いの不履行が広範に生じていることは、養育費の取決め率(42・9%)と現在の受給率(24・3%)のギャップからも推測できる。本年4月施

行の改正民事執行法で強制執行を可能とするための改善が図られたものの、母子世帯の母親が自力で法的手段をとることは依然として大きな困難が伴う。アメリカの研究は、不履行の防止において行政が関与することの重要性を示しており、日本においても行政の役割拡大が望まれる。

むすびにかえて

本稿では経済学の観点から、養育費制度が離別父親の行動に及ぼす影響について文献レビューを行ってきた。本稿でふれたように、アメリカにおける養育費問題の中心は、不履行と履行確保への取り組みにある。しかしながら日本においては、そもそも有子離婚の半数以上で養育費の取決め自体がなされていない。日本の離婚の9割以上は当事者の合意と離婚の届出だけで成立する協議離婚であり、離婚届用紙に養育費や面会交流の取決め状況をチェックする項目が設けられているものの、チェック率は6割程度にとどまる。

これについて、養育費の取決めを離婚届受理の条件にすべきだという意見もあるが、家庭内暴力(DV)が原因で離婚を

望む被害者にとっては酷であるうえに、

DV以外が原因の場合にも離婚届を出さないままの「事実上の離婚」が増加する可能性も指摘されている(梅澤2019)。より根本的な対策として本澤(2019)は、ドイツ法を参考に、父母の婚姻関係の有無や子との同居等とは切り離して、子の父母に対する扶養請求権を民法上に明文化すべきと主張する。そのうえで、たとえば親権を持つ母親が養育費請求権を放棄するようなケースでも子の利益が守られるように、特別代理人制度の整備を提案している。

養育費に象徴されるように家族をめぐる問題については、とかく異なる価値観同士の衝突が生じがちである。今後、養育費確保のための法的枠組みの整備が進むものとみられるが、海外で得られた知見が日本にも該当するかどうかを実証的に検討する労力をいとわず、EBPMによる政策立案が行われて、子の最善の利

おおいし・あき) 千葉大学大学院社会科学部 研究員教授。学術博士(千葉大学)。主な著書・論文に『Family, Work and Wellbeing in Asia』(共著, Springer, 2017)、「24時間週一、日経済におけるワーク・ライフ・バランス」(『大原社会問題研究所雑誌』701号、2017年3月号)等がある。

益が実現することを期待したい。

〈参考文献〉

- ・梅澤彩(2019)「日本における養育費履行システムとその可能性: ニュージーランドにおける養育費制度を参考に」『社会保障研究』4(1)、79-91。
- ・大石亜希子(2012)「離別男性の生活実態と養育費」西村周三監修、国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安―自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会、2012、46。
- ・下夷美幸(2008)「アメリカにおける養育費政策の現状とその作用」『大原社会問題研究所雑誌』594、19-35。
- ・本澤巳代子(2019)「夫婦の離別による財産移転と扶養義務」『社会保障研究』4(1)、33-47。
- ・Cancian, M., Meyer, D. R., & Caspar, E. (2008). Welfare and child support: Complements, not substitutes. *Journal of Policy Analysis and Management: The Journal of the Association for Public Policy Analysis and Management*, 27(2), 354-375.
- ・Cancian, M., Heinrich, C. J., & Chung, Y. (2013). Discouraging disadvantaged fathers' employment: An unintended consequence of policies designed to support families. *Journal of Policy Analysis and Management*, 32(4), 758-784.
- ・Hodges, L., Meyer, D. R., & Cancian, M. (2020). What happens when the amount of child support due is a burden? Revisiting the Relationship between child support orders and child support payments. *Social Service Review*, 94(2), 238-284.
- ・Meyer, D. R., Ha, Y., & Hu, M. C. (2008). Do high child support orders discourage child support payments?. *Social Service Review*, 82(1), 93-118.
- ・Meyer, D. R., Cancian, M., & Waring, M. K. (2020). Use of child support enforcement actions and their relationship to payments. *Children and Youth Services Review*, 108, 104672.
- ・Nepomnyaschy, L. (2007). Child support and father-child contact: Testing reciprocal pathways. *Demography*, 44(1), 93-112.
- ・Nord, C. W., & Zill, N. (1996). Non-custodial parents' participation in their children's lives: Evidence from the Survey of Income and Program Participation (Vol. 2). Department of Health and Human Services.
- ・Rossin-Slater, M., & Wüst, M. (2018). Parental responses to child support obligations: Evidence from administrative data. *Journal of Public Economics*, 164, 183-196.
- ・Sorensen, E., & Hill, A. (2004). Single mothers and their child-support receipt: How well is child-support enforcement doing?. *Journal of Human Resources*, 39(1), 135-154.
- ・Takayasu, M. (2011). How do child support order amounts affect payments and compliance. Prepared by the Research Unit of the Orange County Department of Child Support Services.
- ・Wheaton, L., & Sorensen, E. J. (2007). *The potential impact of increasing child support payments to TANF families*. Washington, DC: Urban Institute.